

# 見本

## 市区町村民税課税証明書

(A) - (B) = (C)が申請書3ページの表の計(エ)に該当します。全員分を合算した計(オ)が140万円(※)未満であれば、所得基準は満たすことになります。(記載例の場合、「保護者等」に該当する者がこの方の場合もしくは、他の方の計(エ)の金額が0円であれば、 $3,980,000 - 2,635,500 = 1,344,500$ (計(エ)) = 計(オ)となるので所得基準は満たします。)

※ 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

総所得純損失、繰越損失など表記が異なる場合や、「繰越控除額」とまとめて記載されている場合があります。雑損失の繰越控除を適用するためには、確定申告を行う必要があるため、雑損失の繰越控除があると見込まれる場合には、確定申告書の控え(税務署受付印のあるもの(確定申告を電子申請で行った場合には、電子申告の受信通知))で御確認ください。

※ 雑損失とは、自身の資産について災害や盗難などによって損害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる所得控除のことです。

※ 損失の繰越控除とは、本年分の損失を控除しきれないときに、翌年以降にその損失を繰り越して翌年以降の所得から控除することができる制度です。

納税義務者		収入金額		所得割額		均等割額		年税額	
平成	年度	給	与	市民税	円	円	円	円	円
(平成	年分所得)	公的年金等		府民税	円	円	円	円	円
平成	年度	収入金額		所得割額		均等割額		年税額	
(平成	年分所得)	給	与	市民税	円	円	円	円	円
		公的年金等		府民税	円	円	円	円	円
			4,800,000円						
			0円						
所得の金額の内訳		本人該当		所得控除額		課税標準額			
		特別障害者		雑損		総所得		円	
		控対配		医療費		土地等事業雑		円	
総所得	2,830,000円	特別障害者	控対配	1人	350,000円	分離短期譲渡	円		
内給与	3,300,000円	3,300,000円(給与所得)	人控対配	0人	720,000円	分離長期譲渡	円		
営業等所得	0円	0円(営業等所得)	居老親等	0人	570,000円	利子所得	円		
営業等所得	0円	0円(営業等所得)	人扶養	0人	0円	株式等の譲渡	円		
農業所得	320,000円	320,000円(農業所得)	定扶養	0人	0円	上場株式配当	円		
農業所得	320,000円	320,000円(農業所得)	6歳未満	2人	5,500円	先物取引所得	円		
不動産所得	-1,030,000円	0円(不動産所得)	その他扶養	1人	0円	山林所得	円		
不動産所得	-1,030,000円	0円(不動産所得)	居特別障害	0人	0円	退職所得	円		
不動産所得	-1,030,000円	0円(不動産所得)	別障害	0人	0円				
利子所得	0円	0円(利子所得)	その他障害	0人	660,000円				
利子所得	0円	0円(利子所得)			330,000円				
配当所得	0円	0円(配当所得)			所得控除合計				
配当所得	0円	0円(配当所得)			2,635,500円				
雑所得	0円	0円(雑所得)			(B)				
雑所得	0円	0円(雑所得)							
譲渡・一時所得	0円	0円(譲渡・一時所得)							
譲渡・一時所得	0円	0円(譲渡・一時所得)							
先物取引所得	0円	0円(分離課税の所得)							
先物取引所得	0円	0円(分離課税の所得)							
株式等の譲渡	510,000円	510,000円(分離課税の所得)							
株式等の譲渡	510,000円	510,000円(分離課税の所得)							
上場株式配当	0円	0円(分離課税の所得)							
上場株式配当	0円	0円(分離課税の所得)							
雑損失繰越控除(損失)	150,000円	-150,000円(雑損失の繰越控除)							
雑損失繰越控除(損失)	150,000円	-150,000円(雑損失の繰越控除)							
純損失繰越控除(損失)	34,000円	0円							
純損失繰越控除(損失)	34,000円	0円							
株式譲渡繰越控除(損失)	3,000円	0円							
株式譲渡繰越控除(損失)	3,000円	0円							
先物取引繰越控除(損失)	12,000円	0円							
先物取引繰越控除(損失)	12,000円	0円							
居住用譲渡損失	71,000円	0円							
居住用譲渡損失	71,000円	0円							
		+	0円						
		+	0円						
			3,980,000円						
			3,980,000円						
			(A)						
			(A)						

雑損失繰越控除(損失)  
純損失繰越控除(損失)  
株式譲渡繰越控除(損失)  
先物取引繰越控除(損失)  
居住用譲渡損失

本人該当  
特別障害者  
控対配  
3,300,000円(給与所得)  
0円(営業等所得)  
320,000円(農業所得)  
0円(不動産所得)  
0円(利子所得)  
0円(配当所得)  
0円(雑所得)  
0円(譲渡・一時所得)  
0円(分離課税の所得)  
510,000円(分離課税の所得)  
0円(分離課税の所得)  
-150,000円(雑損失の繰越控除)  
0円  
0円  
0円  
0円  
+ 0円  
3,980,000円  
(A)

所得控除額  
雑損 0円  
医療費 350,000円  
社会保険料 720,000円  
小企共済掛金 570,000円  
生命保険料 0円  
寄附金 0円  
地震保険料 5,500円  
障老寡学 0円  
配偶者特別 0円  
配偶扶養 660,000円  
基礎 330,000円  
所得控除合計 2,635,500円  
(B)

課税標準額  
総所得 円  
土地等事業雑 円  
分離短期譲渡 円  
分離長期譲渡 円  
利子所得 円  
株式等の譲渡 円  
上場株式配当 円  
先物取引所得 円  
山林所得 円  
退職所得 円

基礎控除及び所得控除合計の記載がない課税証明書もありますので、当該2つの記載がない場合には、※2に基礎控除分33万円も合算してください。  
 $2,305,500$ (※2) +  $330,000$  =  $2,635,500$ (B)

○給与所得以外の所得がある場合は、以下の計算方法による合計額(A)を計算してください。

- 不動産所得のように損失(マイナス計上)となっているものや雑損失以外の繰越控除(損失)については0円とみなし、合計してください。
- 雑損失の繰越控除(損失)については差し引いてください(0円とみなさない)。
- 所得の区分については、先物取引所得、株式等の譲渡、上場株式等に係る配当の他に、山林所得、退職所得等が「分離課税の所得」に含まれます。

○所得控除額計(B)はこの欄の金額を確認。

- (B)のような合計が記載されていない課税証明書もありますので、その場合は※1の金額すべてを合計してください。

市区町村(長)名 公印